

山形県リサイクル製品認定申請に必要な書類について

山形県リサイクル製品認定制度における認定を申請する場合には、以下の資料を作成し、添付してください。

【 認定申請に必要な提出資料 】

- ① 実施要綱様式第1号（12ページ）
- ② 誓約書（17ページ（法人用）、18ページ（個人用）のどちらか）
- ③ 当該製品（現物又は製品説明書等）
- ④ 当該製品の製造加工フロー図
- ⑤ 審査資料様式1～3（19～21ページ）
- ⑥ 「山形県リサイクル製品認定制度 認定基準」に記載の該当項目について、基準を満たすことが確認できる資料
- ⑦ 会社案内・パンフレット等

< 留意事項 >

- 1 この様式の記載に当たっては、原則として、製造実績がある場合には、過去の1年間（12か月）について集約した最新の数値・状況について記載してください。1年以上の実績がない製品については、事業計画で予定する数値・状況について記載してください。
- 2 安全性確認のため、基準適合を判断する試験・検査等の結果については、原則、申請日前、1年以内に行った試験等の結果を提出してください。
- 3 審査過程で特に確認が必要な場合、試験・検査等の追加を求めることがあります。この場合、試験・検査及び証明書の発行等に係る経費は、申請者の負担となります。
- 4 使用する循環資源の種類及び主たる製造工程が同じ製品は1件の申請とする。（製品の名称、サイズ、形状及び用途等による区分はしないこと。）
ただし、認定対象となる製品のすべての名称及び規格（サイズ・重量等）を申請書に記載すること。
なお、以下のいずれかに該当する製品は別の申請とすること。
 - (1) 品目別基準に定める品目が異なる製品
 - (2) 製品に適用される日本工業規格（JIS）等の国内標準規格又はこれに準じる基準の品目が異なる製品
 - (3) 使用する循環資源の種類が異なる製品
 - (4) 主たる製造工程が異なる製品